

Ⅱ 男女共同参画関連用語解説

用 語	内 容
アンペイド・ワーク Unpaid work	無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味する。具体的には、家事、育児、介護・看護等のことをいう。内閣府の無償労働についての貨幣評価額の推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを楽しむ主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供されうる行動とされている。
育児・介護休業法	育児や介護のための休業制度について定める法律。正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。92年施行の「育児休業等に関する法律」を大幅に改正し、介護休業規定を導入して、99年より全面的に施行した。育児や介護を抱える男女労働者の職業生活と家庭生活との両立を助けるとともに、熟達した労働者の有効活用を目的とする。
M字曲線	我が国の女性の年齢階級別の労働力率(労働力人口/15歳以上の人口)は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字曲線を描いている。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づく。このことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかる。
エンパワーメント Empowerment	女性を単に社会・経済転換の犠牲者や受益者と見るのではなく、変化を引き起こす力(パワー)を持つ存在と見て、その能力を備える(エンパワー)過程のこと。1980年の第2回国連世界女性会議の頃から、「南」の国の女性によるネットワークにおいて使われ始めた。その力には個人的レベルでの自己決定能力から、法的、社会的、経済的能力まで含まれている。
介護保険制度	保険料負担のもと、要援護状態となったとき一定の介護サービス(在宅・施設)の給付を受ける公的保険制度。介護保険法は1997年12月に成立し、2000年4月に施行された。40歳以上が被保険者で、65歳以上を第1号被保険者、40歳から64歳の医療保険加入者を第2号被保険者とし、給付の1割を利用料とする。
家族経営協定	家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確にし、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、農業経営を担っている世帯員相互間のルール(農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等)を文書として取り決めたもの。

用 語	内 容
合計特殊出生率	<p>15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。</p> <p>合計特殊出生率は、昭和 40 年代はほぼ 2.1 台で推移していたが、50 年に 2.00 を下回ってから低下を続けている。</p>
固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。</p>
婚姻率	<p>婚姻（事実婚は含まない）の発生頻度を示す指標。普通婚姻率と特殊婚姻率がある。普通婚姻率は、特定の年の総人口に対する婚姻総数（再婚も含む）であり、日本の政府統計では、10 月 1 日付けの人口 1,000 人当たりの結婚届出件数が用いられる。この指標は人口の年齢構成の変化や再婚の動向によって影響を受け、また婚姻の発生状況は、性別や年齢、初婚であるか再婚であるかなどによって異なるため、目的に応じて男女別、年齢別、初婚・再婚別などの特殊婚姻率が考案されている。</p>
三歳児神話	<p>子どもは 3 歳までの時期がその成長にとってとりわけ重要なので母親の手で育てるべきであり、そうしないと子どものその後に悪影響を及ぼすとして、母親役割を強調する考え方。この考え方の浸透は、乳幼児のいる母親達が職業を持つことを困難にし、父親を育児から遠ざけ、さらには母親達の緊張感を高め、育児不安を強める作用をもたらした。しかし次第に反論が積み重ねられ、98 年版厚生白書は「三歳児神話には少なくとも合理的な根拠は認められない」として、公的機関として初めて否定的見解を示した。</p>
シェルター Shelter	<p>緊急一時保護施設。本来は危険から身を守る避難場所を意味するが、女性問題の関連では夫や恋人の暴力から逃れる女性のための緊急一時保護施設を指す。広義には、都道府県に設置されている婦人相談所や母子生活支援施設に併設された施設を含むが、一般的には、民間の女性団体・グループの手による施設を指す。</p>
ジェンダー(社会的性別) Gender	<p>社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別をいう。生まれつきの生物学的性別であるセックス (sex) と区別して使われる。</p>
ジェンダーエンパワーメント指数 (GEM)	<p>女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDI (人間開発指数) が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEM は能力を活用する機会に焦点を当てている。</p> <p>具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。</p>

用 語	内 容
仕事と子育ての両立支援	<p>少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、わが国の経済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子供を産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要である。</p> <p>男女共同参画会議の下では、仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会が「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」を提出し、平成13年7月に閣議決定された。</p> <p>本決定では、「政府は、以下の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までに実施する。これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する。」とし、以下の5つの柱立ての下で、提言と具体的目標・施策を記述した。</p> <p>〈1〉両立ライフへ職場改革 〈2〉待機児童ゼロ作戦―最小コストで最良・最大のサービスを― 〈3〉多様で良質な保育サービスを 〈4〉必要な地域すべてに放課後児童対策を 〈5〉地域こぞって子育てを</p>
女子差別撤廃条約	<p>国連総会の採択した世界女性の権利章典。正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」。国連では、1967年に女性差別撤廃宣言を採択した後、79年12月第34回国連総会で本条約が採択され、81年9月に国際的に効力を発生した。日本は85年6月に批准、同年7月に効力が発生した。</p> <p>条文は、前文15パラグラフと本文6部30条から成る。「固定化された男女役割分担観念の変革」を中心理念とし、公的分野から私的分野まであらゆる形態の女性差別を撤廃することを内容とする。最大の特徴は、法律上の平等ばかりでなく、事実上の平等の実現を目指し、個人・団体・企業による差別の撤廃を求め、差別となる慣習・慣行の修正・廃止を要求していることである。事実上の平等を促進するために、「暫定的な特別措置」をとることが認められている。</p>
女性2000年会議	<p>女性2000年会議は、2000年6月に国連特別総会としてニューヨークで開催された。会議には、約180か国から約2,300名の政府代表団及び参加資格を有する約1,000団体から約2,000名のNGOが参加した。この会議では、第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる成果文書）として取りまとめられた。</p>

用 語	内 容
女性のチャレンジ支援	<p>平成 14 年 1 月開催の男女共同参画会議において、小泉内閣総理大臣から様々な分野における女性のチャレンジの促進について検討するよう指示があったことを受け、同会議では男女共同参画基本法第 22 条第 3 号に基づき調査審議を行い、平成 15 年 4 月に内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見（「女性のチャレンジ支援策について」）を決定した。</p> <p>この意見の中では、雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、各分野ごとの支援策をまとめるとともに、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジ事例の提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等の重要性及び内容について言及している。</p> <p>また、〈1〉政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、〈2〉起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、〈3〉子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の 3 つに分け、これらを総合的に支援していくことの重要性や、仕事と子育ての両立支援を充実していくことの意義も述べられている。</p>
ストーカー規制法	<p>平成 12 年 5 月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年 11 月 24 日に施行された。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっている。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されている。</p>
セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）	<p>相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。</p>
積極的改善措置	<p>様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくことをいう。いわゆるポジティブ・アクション。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。</p>

用 語	内 容
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。
男女共同参画週間	<p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」を設けています。</p> <p>この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。</p>
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としている。平成11月4月の改正では、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理の全ての段階における女性に対する差別が禁止された。また、平成19年4月からは、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などの改正が行われることとなった。
人間開発指数（HDI）	<p>「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。</p> <p>具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出している。</p>
配偶者からの暴力	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

用 語	内 容
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定している。(平成13年4月に成立し、同年10月13日施行) 法律は、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっている。
ファミリー・フレンドリー企業	仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことをいう。企業にとって、労働者のモラルの向上、人材の確保、欠勤の減少等のメリットがあり、労働者にとっても、家族とのコミュニケーションの増大、仕事満足度の向上、ストレスの減少等のメリットがある。
ファミリー・サポート・センター事業	急な残業の際などの変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター(地域において育児、介護の相互援助活動を行う会員組織)を設置し、会員による相互援助活動を支援する市町村に対し、厚生労働省が必要な経費の援助を行うもの。
メディア・リテラシー Media literacy	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にある。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要である。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ Reproductive health/ rights	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な1つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) Work Life Balance	男女共同参画会議・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会が平成19年7月に発表した報告書によれば、ワーク・ライフ・バランスとは、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「男女共同参画関係用語」
「岩波女性学事典」(編集委員 井上輝子ほか) ほか